

平成30年度 中学校体育大会生徒出場旅費支給について

福岡市中学校体育大会生徒出場旅費支給規程の運用について下記のとおりとする。

第4条2項

交通費の額は、学校より競技会場まで最も経済的に乗車船した場合の金額とする。

【運用】

- 1 交通費の額は、「学校より競技会場まで」となっており、競技会場と旅館を移動する交通費は、支給対象ではない。
- 2 「最も経済的に乗車船した場合の金額」となっているため、競技会場最寄り駅から競技会場までバスや電車等の公共交通機関で移動した場合の交通費を支給対象とする。
- 3 公共交通機関による移動が困難な区間については、タクシーでの移動経費を支給対象とする。
- 4 公共交通機関を使用せず自家用車で移動した場合は、支給対象としない。
- 5 貸切バスを使用した場合は、最も経済的に公共交通機関で移動した場合の金額を上限とする。

第4条3項

宿泊料は、大会出場に際し宿泊が必要と認められる場合において支給する。額は当該大会の主催者が旅館と協議して決定した額を限度とし、当該大会出場1日につき1泊を限度として支給する。

【運用】

- 1 宿泊料は、「宿泊が必要と認められる場合において支給する」となっており、県大会をはじめ、九州大会、全国大会が福岡県内で開催される場合は、宿泊料は支給対象ではない。
- 2 宿泊料は、「大会出場1日につき1泊を限度」となっており、前々泊、後泊の宿泊料は支給対象ではない。なお、沖縄県開催で指定航空便を使用することとされている場合は、必要な宿泊料を支給対象とする。
- 3 駅伝大会及びスケート大会における宿泊数は、駅伝コース、スケートリンクの下見が必要となる場合があるため、大会前に学校と事務局が協議した上で決定する。
- 4 主催者指定旅館に宿泊予約した場合において、試合終了（敗退）後に予約取消を行い、キャンセル料が必要となった場合は、大会主催者と事務局が協議した上で、キャンセル料の支給を決定する。